

申立代理人の皆様へ

即日面接通信 vol.1

管財事件と同時廃止事件の手続選択基準は20万円(現金は33万円)です。

個人の自己破産申立事件については、破産手続開始決定時に、債務者が20万円(現金は33万円)以上の財産を有していると認められるか否かによって、管財事件と同時廃止事件を振り分けるのを原則としています。

★ 破産法は管財手続を原則としており、同時廃止はその例外に当たります。次のような場合には、管財事件として取り扱われることとなりますので、事前の調査及び手続の選択の参考としてください。

1 33万円以上の現金がある場合

2 20万円以上の換価対象資産がある場合

預貯金、保険、自動車、過払債権、退職金請求権の8分の1相当額(退職済みの場合は4分の1相当額)等(各資産類型ごとに20万円以上かが基準となります。)

3 所有不動産に設定されている抵当権の被担保債権額が不動産処分予定価格の1.5倍未満の場合

1.5倍以上のオーバーローンの状況にあり、同時廃止を希望する場合は、裁判所定型のオーバーローン上申書を提出してください。不動産の処分予定価格の疎明資料として、2社以上の取引業者の査定等が必要になります。

4 資産調査が必要な場合

代理人の調査を経たものの20万円(現金は33万円)以上の資産を有していないことが明白でないときは管財事件として取り扱われます。自営業者の場合(特に現在も自営を継続している場合)は、このように取り扱われることが多くなりますのでご注意ください。

5 法人併存型の場合

法人の代表者は、原則として当該法人と併せて管財事件として取り扱われます。

6 免責調査が相当な場合

免責不許可事由の存在が明らかでその程度も軽微とはいえない場合は、管財人による免責調査を経るのが相当であると考えられます。

即日面接制度は、弁護士である代理人による十分な調査を経ていることを前提に面接の場で即時に同時廃止事件と管財事件とを振り分ける手続ですので、申立てに当たっては以上の点について改めてご確認をお願いします。